

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度 第2回長谷川家文化財専門委員会
2. 開 催 日 時	平成30年1月12日(金) 午後2時00分から午後5時30分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	2名
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者 : 寺嶋・大西 電 話 0598-53-4393 F A X 0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について

協議事項

- (1) 保存活用計画について

議事録要約

別紙

平成29年度 第2回長谷川家文化財専門委員会 議事録（要約）

- 日 時：平成30年1月12日（金） 午後2時00分～5時30分
- 場 所：教育委員会2階 会議室
- 出席委員：菅原洋一委員長、林良彦委員、門暉代司委員、嶋村明彦委員、中島義晴委員
- オブザーバー：三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
- 事務局：村林産業文化部部长、榊原文化課課長
松葉文化財担当主幹、新田文化財係長、寺嶋文化財係主任
大西文化財係員、中西文化財係員
- コンサルタント：㈱継承社

1. 開会

（事務局より開会）

2. あいさつ

（産業文化部長よりあいさつ）

3. 報告事項

（1） 前回の協議内容の確認について【資料1】

（事務局説明）

（2） 重要文化財 旧長谷川家住宅保存活用計画の修正箇所について【資料2】

（事務局説明）

委員：28ページの上の②のところ、保存修理工事、現状変更、解体調査という流れが示されていますが、建造物の場合、解体調査するときは、基本的に現状変更行為としては扱っていません。解体調査に最初の現状変更はいらない。

委員：届出としては修理届でよい。

委員：補助事業であれば必要ありません。

事務局：それは補助申請の際に検討されているからということですか。

委員：そうです。

事務局：言い換えると補助事業でないと修理届が必要ですか。

委員：そうですね。でもこれは修理ですか、最後までいくのですか。解体調査だけならいらなくないと思いますけどね。最後の修理までいくのなら修理届でしょうけど、その前には当然何をやるにしても調査がいる。解体するかどうかは別として。

事務局：こちらにおいては、現状変更という言葉を省くということで。わかりました。

委員長：他、いかがでしょうか。

委員：小さいことですが、14ページの表の中、第6図Aになっていますが、これは第5図。

それから、耐震のところですが、43から44ページにかけて、これは指針をうつしたような内容で文言もあまり変わっていないと思います。特に44ページ4行目のところは、「所有者が主体となっていくものであるが」と書いてありますが、基本的に所有者は市なので、その書き方がこのままでいいと思いました。それから、次のところに「具体的には、専門家の助言を得て構造診断(必要に応じて耐震診断の実施を検討する)」と書いてありますが、耐震診断の実施の指針の中でいうと、「所有者は行うよう努めるものとする」と書いてあります。所有者としてはやはり耐震診断は検討するというよりも実施するようにした方がよいと思います。それによって修理の緊急性や必要性等、少し背景が出てくると思います。説明の材料になるのかなと。「検討する」より、やはり「時期を見て実施をする」くらいに書いておいてはどうですか。時期は別に確約しなくてもよいですが。このままだと文化庁の書いている文言のままなので、努めるではなくて、自主的に耐震診断を実施することが望ましい。

事務局：ちょっと文言は考えさせていただきます。

委員：最初の文章は平成8年に作られている文章で、一番新しい耐震診断指針は平成24年に改定がされているので、少し文言的にずれがあったりする。おそらくないとは思いますが、ニュアンスの違いがあるかもしれません。

事務局：こちらに関しては、再度指針を確認し、精査させていただきます。

委員：特に市役所はあまり確定的なことを書きたくないという事情があれば、もう少し引いても別に構わない。

事務局：内部でもう一度この辺を検討し、表現を修正するかどうか次回示させていただきます。

委員：あと図2ですが、縮尺ってありますか。地図はいいんですが、図の大きさがページによって違うので、できれば縮尺を。スケールでもいいと思います。

事務局：スケールを置くような形で対応させていただきます。

県教委：すごく細かいところですが、30ページの図面について、この中に対象範囲を入れておいた方がわかりやすいかと思います。

事務局：こちらは既存の計画の抜粋図ですが、その場所を加筆している文章とともに場所がわかるように修正いたします。

4. 協議事項

- (1) 三重県指定史跡及び名勝 長谷川氏旧宅保存活用計画について【資料3】
(事務局、第I章説明)

委員：口絵写真に離れの庭と大正座敷の庭も入れられませんか。

事務局：ではそのようにさせていただきます。

委員長：それぞれの図にスケールを入れるのは建造物と同様ですので、同じ修正をお願いします。

事務局：承知しました。

(事務局、第Ⅱ章説明)

委員：長谷川家の好意で日にちを限定して公開を許可していただいた。経緯に入れたらどうですか。

事務局：寄贈をいただく前の公開ですか。

委員：最初は文化の日を中心として、最初は2, 3日だったと思いますが、期間限定で長谷川氏のご了解を得て始まり、寄贈される直前までしていたと思いますが、その辺から具体的な動きがでてきましたので、それを入れてはどうかと思います。

事務局：記載できるようにします。

委員長：16ページの指定文化財分布図ですが、少し見にくいです。15ページの観光資源分布図は狭い範囲ですが、同じぐらいのエリアでもいいような気がします。文化財についてはこれだけ広げて書く必要がないように思います。

事務局：15ページの観光資源分布図もほぼ同様の範囲を示しています。

委員長：番号順と言うよりも、所有者が同じものは一つにまとめ、カッコに各文化財の番号が入るぐらいの地図にした方が見やすいと思います。

委員：現在の点の表現で数字が羅列されていると見にくいです。所有者の名前を地図に落とす方法もあると思います。番号ではなく。

委員長：検討して下さい。

事務局：観光資源分布図はかなり似たものですが、16ページの地図と17ページの表をもう少し見やすくすること、そして表も新たに指定されているものや登録されているものがあるので、工夫しながら修正を加えさせていただきます。

委員：15ページと16ページの図を一つにして、17ページの一覧をわかりやすくした方がよいと思う。指定文化財分布図と観光資源分布図を一つに表現して、一覧を大きな字でわかりやすくした方がよいのではないのでしょうか。

委員：ちなみに15ページの歴史的環境(3)は(4)ですね。

事務局：修正します。

委員長：ほかにございませんでしょうか。では第Ⅲ章、お願いいたします。

(事務局、第Ⅲ章説明)

委員：図の黒数字と青数字の違いをどこかで入れていただきたい。黒数字が石類ですか。

継承社：黒が石類で、青が樹木です。

事務局：凡例を入れるようにします。

委員：26ページに凡例があって、青のつくばい石組ですが、縁先手水鉢も青色になっているのでまとめた方が良いでしょう。

事務局：つくばい石組と縁先手水鉢。

委員：庭の名前は奈良文化財研究所の調査報告書の名前を使っているという事ですが、離れのところが露地(茶庭)となっているのと、大正座敷庭園という庭園になっている、その2つに引っかけりがある、例えば離れのところは離れの庭にして、大正座敷のところは大正座敷の庭というようにしてはどうかと思います。

委員：庭園とすると池庭とバランスが取れない。路地については表庭も路地のような使い方をすると思うので重複してしまうのではないかと思います。

事務局：路地は離れの庭という表現に修正ですか。

委員：そうしたらどうかと思います。

事務局：ではそのような表現に修正させていただきます。

委員：その時に21～23ページは引用で元の名称を使っているので、どこかに整合が取れるような文章を入れておいた方が良いでしょう。本計画での名称はこうしますという事を。

事務局：例えば23ページの抜粋部分の最後に本計画の中で名称をこのように変えていますということをお知らせするように記述させていただきます。

委員：それはひょっとして、24ページに書いてある「様々な場面に合わせた庭園の構成」がそういうことであれば、きちんと調査の結果としてこういう風に整理しましたと書いたらどうかという気もします。ちょっと書き方はわかりませんが、その方が庭園の性質をよく表すということなんですよ。それなら、そういう定義づけとしてはっきり書いてもいいと思う。ある意味、今までの報告は便宜上の書き方をしていたということだと思います。

委員長：29ページの大正座敷庭園の四ツ目垣が「本質的価値を構成する要素以外の諸要素」となっていますが、これは仮設的なものだからそういう扱いでいいということですか。

事務局：そうです。ここでは本質的以外の要素としていますが、後ほど取り扱いがあったと思います。

コンサルタント：大正座敷庭園の四ツ目垣ですが、100ページの表の中で、本質的価値を構成する要素以外の諸要素、四ツ目垣とある。

委員長：人工木材となっていますが。

コンサルタント：人工木材は、最近作られたものなので、こういうカテゴリーにしています。

委員長：わかりました。他に真面目につくった四ツ目垣はないですか。

委員：人工木材とは何ですか。

コンサルタント：樹脂製の擬木です。

委員：評価のところは報告書からとっているわけですね。

事務局：指定説明と報告書からです。

委員：24ページの庭園景観アで、「三重県内で唯一残る伊勢商人の庭園」と書いてあるが、他にもあると思います。射和とか白子とか、唯一と言って良いのか疑問です。

県教委：小規模な露地のようなものはあるかもしれませんが、大きく庭園とって、この書き方で差し支えないのではないかという話はさせていただいています。

委員：それでいいのならいいのですが、唯一は言い過ぎでないかと。

事務局：それでは、例えば三重県内で大規模に残るといような表現はいかがでしょうか。

委員長：江戸期の庭と明治の庭が同様にこの表現でいいのかなというのがあります。

委員：報告書でもそのように評価しているのであれば良いですが。

委員：少し言い過ぎのような気がしますね。大きな庭があります、近代庭園ですものね。

委員：射和とかに、まだありそうな気がしますよね。

委員：表庭のような庭はいくつかありますよね。

委員長：もう少し表現を抑制してもいいと思う。

委員：江戸期の大きな庭はありますか、三重県内に。

委員長：ありません。

委員：専修寺くらいでしょうか。

事務局：商人の邸宅といえる規模のものはないように思います。

委員：三重県下有数くらいならいいですか。

委員長：有数なら文句ないですね。

事務局：わかりました。さきほど委員長が言われたように、もう少し抑制した表現にして、例えば数少ないですとか、そういう風にさせていただきます。

委員長：お願いします。

委員：有数がいいですね。

委員長：この章、他にございませんか。

県教委：年末に委員のもとに相談にあがったときに、23ページの本質的価値の総括に絡めて、大きく価値を史跡的な価値と名勝的な価値、重文の価値については重文の方で議論されていますが、それをきちんと整理したうえで、保存管理や整備にもその内容を反映させるように指導をいただきました。2 本質的価値の総括は、史跡及び名勝という少し曖昧な中で屋敷地と庭園景観という2つがあるとなっているのですが、史跡的な価値、名勝的な価値というのを少し最初の部分で触れて、それが史跡的な価値については、屋敷地のまとまりであり、変遷であり、変遷にはその地下遺構も管理されると。名勝については、庭園景観であり、史跡的価値と名勝的価値を明確に書いていただくということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：そうですね。はじめにわかりやすく書いてある方がいいかと思います。

事務局：承知しました。それでは史跡の価値の部分と名勝の価値の部分をはっきりと境界があるところ、明確にこういう価値があるということがわかるような表記にいたします。

(事務局、第IV章説明)

委員：42ページにある過去の整備のことなんですが、26年度と28年度の工事の報告というの
はどういう形でされているのですか。報告書は作る予定ですか。

事務局：修理報告書ですね。今、修理報告書という形にはなっていません。

県教委：現状変更の文書が残っております。

委員：その内容、概要でもここに入れる必要はないでしょうか。いずれ公表される予定は
ありますか。

事務局：現段階でそういう予定は考えていませんでしたが。要はどの部分を応急修理してい
るかというのがわかるように、ということでしょうか。

県教委：文書番号があれば文書自体は県でも永年保存しているので、概要と文書番号がわか
る状態にしていれば、データを引っ張ることはできると思います。

委員：例えば、四阿とか延段なんかは、構成要素の写真に修理後の状況が出てきますか。

事務局：修理後の状況ですが、例えば延段に関しましては応急ではありますが修理を行った
ので、ある程度課題は解消されていると考えていますので、延段の写真は掲載しないか
もしれません。四阿に関しては、応急修理という形で倒壊しないように保持している状
況で直っているわけではないので、そういったものは写真として出てきます。

委員：わかりました。今の話はそういうことで。もう少しここに余白があるものもあるので、
書き足してもいいと思います。修理工事について。

事務局：修理工事の概要ですね。これはこちらでまとめて入れるようにします。

委員：もう一つ、今日庵のところが主に該当しますが、かつての庭の範囲がよくわからなく
て、この計画書を見てもわからないと思う。報告書、調査報告でどういう書き方をして
いたか覚えていないのですが。かつての庭の範囲が、今日庵があったとき、建っていた
ときにどこまでの範囲だったのか、現在は一部縮小されて改変されているというのが
課題として認識すべきなのかということを検討した方が良いのではないですか。

事務局：現状において、かつての今日庵の範囲であったところが確定できない状態にあると
いうことが課題となるということですか。

委員：現状としては確定できないということなのですね。

事務局：そこに課題がある。

委員：それと、かつての範囲を少なくとも図面上で確認できるようなことが必要になるので
はないかと思います。この計画書で範囲を示すか、というのはまた別な話ですが。

委員長：他いかがでしょうか。

委員：121ページの植栽の構成要素の表について、一番上、樹種、分類、C、W、Hとなっ
ていますが、それぞれ何を指しているのでしょうか。WとHは分かるのですがCという
のは何ですか。

コンサルタント：目の高さの幹の太さです。

委員：Wの欄にある×とかφ、これは何を意味するのですか？

コンサルタント：説明が不十分ですみません。樹形がほぼ円形の場合1.6φです。一方に偏っていたり、はみ出していたり不規則な形をしているときは、長辺短辺を×で表現しています。その説明が全くありませんので補足させていただきます。丸に枝が広がっているものと不定形になっているものの違いです。

委員：石のところも同様に凡例が要ります。

事務局：各票に凡例を入れるようにします。

委員長：57ページの活用のところですが、見学動線を図示するのは問題がありますか。現状と計画で違いはあるかもしれませんが、どの様に人が歩くのかがあった方がいいだろうと思います。

事務局：この活用の中でいれるのか、後の活用の章で入れるのか、ということになります。後の79ページ以降で活用の章で「2 方法(1)公開範囲及びルート」というのがあります。導線に課題があるということであればこちらに入れるのかなと思います。

委員長：現状の公開実績があつて、場所との関係である程度課題が把握できているのであれば、課題のところでも入れておいた方が良いのではないかと思います。ここで滞留が起きやすいとか、ここは大人数の通行が困難だとか。

事務局：分かりました。

委員：今、委員長が言われたここに書く課題というのはどういう課題ですか。保護上の課題ですか。人が滞留するというのはどういう課題ですか。通行の妨げになるというのはそんなに課題なんですか。例えば、不特定多数の見学者が入った時に課題になるのは、便所とか案内板、便益施設がないというのは問題あるのかもしれませんが、保護上でいうとはっきりしたルートでないところを歩かれることによって、庭を傷めてしまうことが問題ではないですか。だから、はっきりルートを指定しないといけないということになるのではないのでしょうか。課題の設定の仕方はここでは現状の課題ですが、現状をどう保護していくかという事の上での課題になってくると思う。活用につながる部分でいうと先生がおっしゃるみたいにどこに滞留しやすいかというのは、それだけ何かしなければならぬ場所がいいと思う。順路に沿って歩くというのは悪いわけではないわけですよね。どこをどう課題としてとらえていくかということには、もう少し単純に整備につながっていくわけではない気がします。

委員長：活用の在り方をどう考えるのかになっていくわけですよね。自由に歩かせるのか。あるルートで行くのか、あるいは団体の場合、人数制限、一度に庭に入れる容量だと思えます。

委員：そういうことをもっと具体的に書いてもらった方がいいと思います。実際にどういう課題が出ているか、団体で来られた時にどういう点に困っていて、それが保存上どういう支障をきたしているか。

事務局：保護上の課題となる部分については、「1 保存」に書く項目になるので、ルートに
関しても史跡及び名勝を傷めてしまうのではないかという課題は、そういう観点で言
うと1に書こうかと思います。滞留に関しては現状あるように、活用の課題に入ってく
るかと思っています。

委員長：みな同じ目的の人であればいいわけですね。ちょっと待つだけです。逆行する人
がいたり、他の通り庭の空間を鑑賞している人とバッティングするから問題になる。だ
から公開の秩序をどうするのかという話です。

委員：あと、運営体制のところですが、具体的にどういうところを外部委託しているかとい
うところは触れていただいた方がいいと思います。ただ単に非常勤職員と書いている
と、ただの管理人さんというイメージになってしまうけれど、あの家のことをよく知っ
ている方に見ていただいているという事の意味が運営体制のところにつながるような
ものが入らないかなと思います。建築では気がつかなかったのそういう観点が欲し
いと思いました。入れるべきものなのか分かりませんが。

事務局：現状としては職員及び非常勤職員として、市が所有して市が管理している中ではこ
れ以上に書きようがない。経験者とか元従業員とか書きようはあるかもしれませんが、
皆が皆そういうわけではありませんし。

委員：この章全体が、現状と課題ということで整理されていますよね、記述の内容が現状ば
かりで、そういう現状を踏まえてどういう課題があるということが整理されていない
と思います。通常の計画と違うので現状イコール課題になるかもしれませんが、現状ば
かりがあって、だからどういう不都合が出てくるということが課題だと思います。表現
の問題だと思いますが、それが現状＝課題のような記述になっているので、もう少し整
理する必要があるように思います。課題を踏まえて、次どういう整備をしようかとい
う計画になってくると思います。そのあたりの捉え方をもう少し整理する必要があると
思います。

委員長：次の章で保存管理、実際の管理の仕方について話ができますよね。けれどもその時
に、保存管理する主体についての話はそこにはないので、この章に書いて運営体制で次
の章に言っていることを実現する、出来るか否かが検討されていない。現状はしていま
すが。だから次の次の章で言っているような保存管理をしていくとすると、どういう体
制が必要なのかということを書いて。

委員：体制のことは83ページで。

事務局：第IV章はあくまで現状と課題、それに対する計画が次の章で出てくるとい
うことが
分かりにくい、整理されていないように見えるという事ですね。

委員：例えば稲荷社とかお祭りをやるようなことは日常的になかったんですか。

事務局：年に1回はあります。

委員：例えば、そういう時には周辺を清掃したり、整えたり管理的にはしていたのではない
ですか。例えば、長谷川家所有の時代に庭に関連して定期的に行われていた行事とか慣

習があったのではないですか。そういうものは、これからの管理に活かしていくことが出来ないのかなと思います。今までの管理とか、運営のやり方というものが、庭の中で行われている民俗的な行事と本来うまく結びついていたのではないかと思うのですが。

事務局：年2回お稲荷さんの祀りがありまして、その際は掃除をしなければいけないということがあって、かなり管理が厳しかったようです。また、地元の子供さんを大事されて11月23日は地元の山の神行事がありまして、地元に開放したということが非常に有名です。

委員：そういうことは公開とか活用の中に位置付けられないものかなと思うんですけど。

事務局：79 ページ2 の(4)、活用の章の中に言葉としては触れているところはあります。

委員：ここに書くのなら、活用の現状の中に、今までの経緯としてあってほしい。こうやってきているからこそ、こういう項目が入りますよというつながりが見えるのではないかな。

委員：2の活用と3の運営体制で現状と特に課題をしっかりと書く必要があると思いますね。特に運営体制で、今している中でいろんな不都合があると思いますが、課題をきっちりとして書いて、その上でどうしましょうという事になるので、2、3については現状把握プラス課題を整理してもらえばいいと思います。

委員：建築では全くそのあたりを気にしていなかったもので、建築でも少し触れるようにお願いできればと思います。

委員：今現在、文化課が困っていることがそのまま課題になるかと思いますが。

委員長：次、お願いします。

(事務局、第V章説明)

委員：58ページの1、大綱の下から3行目位のところに、災害とか防災の話が出ていますが、次の章で具体的にどんなことを計画にいられていますか。一般的な話で書いているのか、この長谷川邸ですべきことはあるのか。

事務局：今すぐお答えできる範囲で、災害への備えというところでは、消火設備に関する記述が出てきます。例えばその際には、史跡及び名勝の範囲内に消火設備を持ってこなければいけないということが想定されるのですが、その時に掘削を伴うこともありますので、地下遺構の取り扱いをどうしていこうかということが考えられます。具体的には、発掘調査を行い、その成果をもとに議論をして本当に必要なものかどうかを検討した上で、現状変更申請によって設置の判断をしていくということが考えられます。

委員：わかりました。

委員長：VI章で基本方針となりますが、基本方針はI章で示されるべきものではないでしょうか。I章と重複がかなりあるような気がしますね。当初の話はここではしなくていいのではないかと思います。ここでは直接の計画を策定するための前提となることを述

べればよいと思います。例えばⅠ章ではこの計画は何に準拠しているかというところ、史跡等整備の手引きを参考にしてやっていると書いてある。ところがⅤ章に行くと文化財保護法と国際憲章が出てくるので、そこまで戻るのはいかがでしょうかと思いました。国際憲章を言うのなら、最初に言えばよいと思います。例えば(3)の整備の基本方針のところ、史跡の整備であればこういう考え方でよいと思います。名勝で木がどんどん大きくなってくようなものの整備というのはどう考えるのかというところ、これでは対応できない問題だという気がするんです。庭園の整備に即した方針というのが要るのではないかなと思う。

委員：Ⅴ章というのは、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ章の前段として書いているという事ですね。

事務局：どのように考えたらいいのでしょうか。

県教委：文化庁が例として挙げている『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』の中で大綱の位置づけというものが例として出されておまして、それによると、それまで抽出してきた課題の克服に関する目標などを示して、この史跡あるいは名勝の望ましい将来像を、課題を踏まえた上で改めて提示するという内容になっています。今の内容は基本方針に近いような内容になっているので、その将来像を明示した上で基本方針という流れになっていくのが本来のスタイルだと思うので、そのような形で少し文章を直していただいたらよいと思います。

委員：基本的に文化庁のマニュアルに沿った柱建てになっているのですか。

県教委：はい。そういう形で直していただければ今の流れの中でしっかりとした構成になると思います。

委員：そういう意味でも先ほども申し上げたように公開活用と運営のところ、長谷川家で積み重ねられてきた知恵みたいなものを使っていく、ということの方針の中に入れたいと思います。基本的に今書いてあるのは、根本的な価値を失わせないというところを強く書いてもらってはいますが、一方で活用となると支障を出さない範囲の中で、今までの知恵だとか市民の参加とか活用とかいうところには参画してもらおうという方向性を方針のところを謳ってほしいという思いがあります。今までの知恵とか公開活用によって、文化的価値を理解した人たちが活用とか運営とかに関わっていけるような道みたいなものを位置付けてもらえないかと思います。特に運営の基本方針のところは、日常的な保存管理においても、と書いてあって、まず限定から入っているの日常的な保存管理という部分が実はありませんね。そういう意味で大きな方針建ては欲しい。何度も言いますが建築ではそういったことを言っていないです。建築でも少し配慮いただければと思います。文化財保護法も改正になるかもしれないので。

(事務局、第Ⅵ章説明)

委員長：建造物に干渉する樹木の取り扱いで、屋根にかかる枝や葉のことを書いてあります

が、根の生長が原因となる建物の浮き上がりなどについてはどのように扱うのですか。庭園としても必要な木ですが、建築に悪影響を及ぼす場合どうやって調整するのかという事です。

委員：具体的に、もし分かっているのであれば、特定してどうしていくのがいいか考えて、一般論で決めない方がいいと思います。

委員長：表にある1個か2個の話ですよ。

委員：一般的には、バッティングしないように事前に、きちんとなっているはずですよ。

委員：それと同じようなことですが、11月の講座で旧長谷川邸の庭園について専門家の話を聞いた時に、離れ座敷に座って池庭が見えなければ駄目ですという話でした。だから現在の庭木はかなり刈込まなければなりません、そのあたりどうでしょう。例えば飛石があっても、枝が張り出して石の上を歩けません。そのあたりのことは、建造物に対して邪魔になる木は切ってしまうことと同じだと思いますが、そのあたりを考えないといけない気がします。

事務局：今、委員がおっしゃったことに関しましては、62ページの植栽のAに作庭意図に基づき、という項目を起こしてありまして、庭園空間の中で樹木が個別に担っている役割をよく検証し、周辺景観や構成要素との調和を図りながら手入れを行うと記述しています。

委員：実際に根の影響があっても、根を切ればいいという話にはならないですよ。

委員：なるべくそうだと思いますが、どうしようもない場合は植え替えるということも考えていくのですよね。

委員：表庭の松なんて根はすごいですよね。建物に影響していますよね。

委員：根が上がっていて歩いていても躓きます。

委員：そう言ってもあのような大木はどうしようもない。

委員：植え替えようありません。

委員：植え替えるというか、伐採をして新しい木を植えるとかという事です。

委員：景観的には大木であることが効果的です。非常に難しい問題でどちらを取るか。

委員：どちらかというとな建物中心になってしまいますよね。

委員：切ってはだめでしょうか、計画には書きようがないですが。

委員：書きようがないかもしれませんね。それこそ専門家の意見を聴いてということになるでしょうね。

委員長：方針としてはそうですね。

委員：どこでもある問題なので、どこかが書いているのではないかと。

事務局：石組や建造物に根が影響を及ぼすものについて議論していただいておりますが、82ページの整備の(3)の植栽で触れています。石組や構造物に影響を及ぼす樹木及び地被類の取り扱いというところで幹が太くなったり、根を延ばしたりすることにより、石組や構造物に不陸を生じさせている樹木については、周辺環境との調和や環境保全において

て必要なものは根の切断を行い、必要ないと判断されるものや将来的な影響が大きいと判断されるものは必要な手続きを経た上で伐採するという表記をしています。

事務局：協議いただいた中で、都度協議をしていくということを前提にすれば、今のところはいいのかなと思います。

(事務局、第Ⅶ章説明)

委員：fとかhの地区割りはどこかに図が出ていますか。

事務局：はい、最初の地区区分の中に出ています。26、27ページです。

委員：ここに簡単な地図、略図でルート設定したものとか、構成要素を書いた略図のようなもの、入りませんか。文章だけだとわかりにくい。

事務局：26、27ページの図を簡略化し、ここがa、bと分かるような図をとということですか。

委員：あと分かれば、(1)の公開のルート、こういう設定してますよというのが入ればわかりやすいかと。

事務局：ではそこに図を入れることにします。

(事務局、第Ⅷ章説明)

委員：防災設備は、放水銃などを想定しているのですか。

事務局：そうです。

委員：そうするとタンクを入れる場所は、今の市の庁舎が建っているあたりしかないですね。

委員：これだけやろうと思えばかなり大きいですよ。100トンでは話しにならない。

事務局：現状ではかなり大規模なものの、想定がしづらい状況にありまして、かといってそういう設備をつけられませんということにはならないので、今後整備の仕方、あり方というのは課題として残ると思います。とはいえ史跡内に影響を及ぼすような行為はどうしても出てくると思うので、それについてはここに明記し、その都度現状変更で対応というような表現をさせていただきました。もしかしたら、水の確保でも地上にタンクを置くというような対応をしなければいけないとか、現状では書きづらいというのが正直なところです。

委員：そういうタンクを設置する場合でも、大規模修理が終わってからになるのでしょうか。それと並行してするか、資材置き場と考えると終わってからしかできませんね。

委員：本体に設置するのであればその時にしかできない。放水銃くらいしかできない。指定地内に何かでできますよね。出てくるに決まっている。

委員：前の資材置き場になっている部分と裏の駐車場であれば指定外ですので、あの辺りしかタンクを入れる場所はないと思います。

委員：市有地は何か指定されていますか。

事務局：史跡の周辺は全て埋蔵文化財包蔵地になっています。

委員：試掘されてましたよね。

事務局：はい、前の駐車場部分には試掘を入れました。

委員：管路のところは要りますね。どちらにしても掘らないと。

事務局：地下遺構の考え方ですが、史跡という観点からすると必ずしも長谷川氏旧宅に関連する地下遺構であるかどうか、そういった判断をしていかなければならない。

委員：長谷川氏より前の遺構であればいいということですか。

委員：長谷川家に関連することでも、庭であれば明治以降の話なので、まず出てこない。

県教委：県としては中世以降の土地の変遷の上で長谷川家が成り立っていると考えているので、近世の遺構についても本質的価値に準じる扱いと基本的に考えています。

委員：興福寺でも東大寺でも管が埋めてあるので、何か理由をつけて。

事務局：今書きうる書きぶりとしては・・・。

委員：書きようがないですよ。

事務局：本当はある方針を決めていければ、その際に計画に基づけるのでしょうけども。

委員：もっと具体的な計画ができないと何とも言えないということですね。

事務局：そうです。

委員：また、現実的に史跡内にトイレを作るのは認められることがあり得るのかということですが、遺構の有無に関わらず。

県教委：基本は指定地外となるでしょう。便益施設として位置づけられるのであればそちらをまず優先させて頂きたいという気持ちはあります。その上で、現在諸戸氏庭園などでも見学者用のトイレを整備していますが、それも地下の掘削をできるだけ回避するような形で施工しています。そういった可能性をすべて潰していった上で、やむなく地下の掘削を伴うようなトイレを建てないといけないという事情があれば、それを県としては認めていく事になります。それともう一つは、それぞれに前身遺構があるので、どう整備するかを考えた上で、それをトイレとして使うといった可能性を考えていく必要があると思います。そのあたりは十分な議論を委員会でもお願いしたいと考えています。

事務局：ですのでやはり発掘調査をして、その成果を素材にした議論が必要になってくる。その後の判断と言うことになるかと思えます。

委員：そういう前提の調査はしてありますか。今のトイレの所とか。下水でなくて浄化槽ですよ。中庭のところ、現状のトイレがありますよね。

事務局：今の長谷川のですか、はい、浄化槽です。

委員：やり方があるのか、それまでここで考える必要があるのか。小さいから話になりませんよね。今は下水が来ているのですか。

事務局：はい。長谷川の指定地周辺にまで来ています。

委員：まだその下水の接続はしていませんよね

委員：現在のところまで入れるのは、かなり大工事になります。土間を掘って。

委員：それは大規模修理の時に一緒にしないとできないですね。

委員長：他によろしいですか。

委員：(1)ですが、項目だけで具体的なことがないように思うのですが、もう少し書き込みができないですか。具体的にどういうことをしようとしているのか。(2)は比較的具体的にこれを作りますと書いてありますよね。(3)はまさに防災設備の設置。(1)だけは方向性だけと思ったので。Ⅶ章に戻らせてもらいますと、例えばⅦ章でも、書き方が観光資源との連携がありますが、教育との連携がありません。あと、それは連携なのかどうかということもありますが、(4)に「イベントの際の場として活用する」とありますが、Ⅶ章の表題自体が活用なので、ちょっと言葉を変えた方が、イベントの場として使用するとかの方が具体的に見える。方向性とか、どういうところに留意します、というよりも、こういうことをしたいという表題自体が、2は方法なので、どういう方法で何をしますという事、これをどういう方法でやります、と変えた方がいいと思う。最終的に何とかとして活用しますという方針に見えてしまう。以上です。

(事務局、第Ⅸ章説明)

委員：2の(1)の行政機関というのは、これは県のことを言っているのですか。

事務局：これについては84ページの図を見ていただくと分かりやすいですが、文化庁と県教育委員会になります。

委員：そうすると指導・助言を行うというのは受けるわけですね。イ、ウ、エ、オが受け身になっていますが、これはそうではない。

事務局：そうですね、関係機関の役割という言葉に合わせた書きぶりにすべきですね。言葉を整え修正いたします。

委員：2の(1)のエの専門技術者というところに、施工は専門の技術を有する、もしくは同等の技術を有すると非常にまどろっこしい。施工は専門の技術を有するではだめですか。

事務局：そうですね。

委員：その後ろも少し、指導・助言を得ながら誰が実施するのですか。専門の技術を有する者に実施をしてもらうのか、その人が指導・助言だけなのかがよくわからない。

委員：技術者か技能者かというのがはっきりしていない。

委員：もし技術者として見るのであれば、専門家はここに入ってきますよね。学識経験者とか。学識経験者であれば技術を有するということにならないですね。

委員：知識を有するということですね。

事務局：専門的な知識を有して、指導・助言をもらうのは委員会から頂くということになって、専門技術者からは技術的な関わり方をしてもらい、施工をしてもらう。

委員：建造物は技術者と技能者と分けている。手を動かす人は技能者。

委員：大工さんは技能者です。

委員：建造物でいうところの文建協みたいなのは技術者。

委員：庭園は技能者と技術者と分けていません。

委員：分けていないですか。

事務局：史跡名勝ではどういう表現が一番適当なのでしょう。

委員：専門技術者に関わってもらうということだと思いますが、実際に指導助言だけなのか、現場でもやってもらうかという違いですね。実際のところは、やってもらうところまでは想定していないですよ。大事な部分だけをやってもらうという想定ですよ。

事務局：この模式図を作った時の私の理解ですと、建造物においてはこの専門技術者というのは文建協にあたるようなイメージを考えていました。

委員：樹木屋さんみたいなイメージですか。

委員：庭園の保存技術者というのがあって、諸戸邸とかそうだと思いますが、建造物で解体修理は文建協がするという話ですが、庭園の場合は日常的な管理、剪定とかと、大きな修復とかがありますが、大きな修復の時しか文建協が来ないです。建造物は日常的な細かい修理とかはどうしているのですか。

委員：重文だったら設計監理を文建協となるでしょう。

委員：そうですか。

委員：庭園の場合は、もっと日常的な手入れっていうのがあって、それはもっと身近な人にやってもらうということもある。大きく修復事業としてやるときは、選定保存技術の人を呼んできてやってもらうという事になると思います。建造物の文建協とかというのは違う書き方になると思う。

事務局：専門技術者という括りの中に、そういう大規模なときに関わってもらうような人も、日常的な剪定をしてもらうようなところも包括してもいい言葉なら。

委員：指導助言はすべてについて受けるというのでいいと思うのですが、実際やるのは大きい修復のときだけ。その前に保存管理と修復整備がどう違うのか、どこで線を引くのかというのがきちんと、この計画の中で決めていないですよ。保存管理を維持管理だとすると、維持管理は指導助言を受ければいいということで、分けるのかなと思う。

委員：施工をしてから指導助言を受けるわけですか。

委員：そうですね、指導助言じゃないですね。施工の場合はその人に頼むということですね。

委員：日常管理は地元の庭師さんでいいけど、それは誰に指導助言を受けるのですか。

委員：技術者に指導を受けたとか。

委員：登録の技術的指導・・・。

委員：難しい。

事務局：時間も迫っていますので、もうちょっとここは検討させていただきます。

委員：関係図の中で地域住民と観光客を並べて書くのは少し違和感があります。やはり地域の方には地域の方としての関わりのあり方があると思うので、あまり一つにして観光

だけという感じにはしないでほしい。

委員長：整備検討委員会というのは、必要があるときは設置するということですか。恒常的におくものではない。

事務局：必要に応じて設置です。

委員長：時限的なものといつもあるものが一緒になっているので、図としてはちょっと見にくいかもかもしれません。

(事務局、第X章説明)

事務局：「4 想定される現状変更等の対象となる行為と実施の条件」の中の「植栽に関する行為」の最初に枯損木及び危険木の伐採について記述がありますが、87ページの許可届け出を要しない行為の例の中に枯損木伐採というのが入ってきますので、枯損木の伐採は許可を要しないということによろしいですよ。なので、86ページの植栽に関する行為の最初の枯損木は削除です。

委員：伐根が重要。ここの文章は、伐根を伴わないものは要さないけど、伐根するものについては必要ですということですね。

事務局：そうですね。はい。

県教委：市の条件が伐根ですか。

事務局：条件がそうです。伐根は行わないものというのが実施の条件。

県教委：枯れた場合は除去しますが、87ページの6、7は少し県の方で入れていただくところがありますので、こちらはまた、市の方と話をさせていただきます。特に修理届の考え方については、建造物の流用となっているのですが、建造物と記念物で若干考え方が違いますので、その辺りは修正をお願いしたところです。

委員：今の伐根のところですが、「止むを得ず伐根及び移植、根回しの必要が生じた場合、事前に発掘調査を実施する。」と書かれていますが、現実的には厳しいかなと。どういう発掘調査ができるのか。

県教委：あと立ち合いを条件とするということかと思いますが、立ち合いについてはこちらの許可の際の条件として出すので、書いていただいてもいいし、書かなければこちらの意見として条件を付けたすということ。

事務局：事前に発掘調査ということにつきまして、工事立ち合いを実施するというような。

県教委：立会いのもと実施すると書いていただくと、例えば指定管理に出されたときには対応がわかりやすいかもしれない。

事務局：これは市職員という主語がいますから。

県教委：そうですね。その辺は任せます。

(事務局、第XI章説明)

委員：平成30年度の便益施設工事は具体的にどういうことを考えていますか。

事務局：全体の委員会の中でもご説明しましたが、史跡指定地外へのトイレの建設予定に触れました。

委員：仮設トイレですか。

事務局：仮設ではございません。本設トイレを据え付けるような計画。

委員：指定外のところですか。

事務局：指定地外です。ご存知のとおり公開を考えている中、現状のトイレでは対応はかなり厳しいということで、新規で設置が必要。ただし、トイレの設置箇所につきましては、本来公開範囲に近いところ。建造物の計画でいうところの整備区域に設置したいという気持ちがありますが、ただちにトイレを設置するというのはかなり困難であろうということで、史跡指定地外に設置するという計画を立てています。

委員長：いかがでしょうか。

委員：指定地外は全く適用されないということになりますか。

事務局：指定地外に関しましては建造物でもかなり記載が出てまいりますので、そちらでいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

委員：策定と実施のところですが、この計画の中に便益施設の工事と出てくるわけじゃないですか。そうすると、そのことはきちんと位置付けないといけないのではないですか。どんな風にやりますとか、何をしますとか。実施の方法を書くわけですね。30年度で便益施設をやるということで、便益施設がこの計画の中で一応位置付けられているわけだから。

事務局：書けないことが多いにしても。

委員：そのことについてはかける。

事務局：書くことができる部分があるだろうということですね。

委員：ある程度その、X章の諸手続きのところに条件みたいに書いてありますが、条件がここに入るというのはいまいち座りがよくないなど。これはあらかじめ決めておくという意義はもちろんあると思う。具体的には県が審議すべきこと。ずらずらと書いてあるわけで。県から見たら何を勝手なことを言っているのだということになるのではないかな。

県教委：この計画が合意の形成ですね。

委員：記念物でもこういうやり方をしています。

委員：そうなんですか。

委員：広い史跡だと、人が住んでいたりするので、そういう人たちにもこの管理計画を見てもらって、こういうところも見てもらいます。

委員：それは諸手続きのどこに書くのですか。

委員：取扱基準です。

委員：計画を折角作るので、計画の中でこれをやりますと書いてある部分については建物と関係なくてもできるものがないかどうか確認していただいた方が良いですね。例えば看板の設置であるとか、資料集を作るとか、そういうことは建物とは関係なくできますよね。庭園の説明板をちゃんとつけますよとか。建物ができるまで何もやりませんという感じなので、そうではなくて、その間も公開をかけるのであれば、その間にこれはやっておこうというのが出た方がと思います。

委員：最後のところにですか。

委員：大きな事ができませんというのは分かりますが、公開をかける以上、できることもあるのではないかなという気がします。

事務局：分かりました。

委員長：もうだいぶ時間も経っていますが、全体を通して何かございませんか。

委員：もう一回の委員会で仕上げられますか。

委員長：あと次回で。

委員長：次回で両方の計画を確定にするということで、まだまだいろいろ作業があると思いますが、次回はもう日が決定していましたね。それでは協議事項はこれで終わりにいたします。